

消費税の軽減税率制度実施まで

中小企業庁

残り1年を切りました！！

軽減税率への対応が必要か、確認をしましょう！

○売る商品に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ **対応が必要です**

(売り先が消費税の仕入税額控除をするため、
軽減税率制度に対応した請求書や領収書の発行が必要です)

○仕入に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ **対応が必要です**

(軽減税率制度に対応した領収書、請求書等の保存、
区分経理した帳簿が必要です)

納品書に記載された
適用税率が正しいか確認



毎日の売上・仕入れを
適用税率別に区分して記帳



複数税率・軽減税率に対応した
レジへの買替え・改修



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



たとえば、次のような場合は対応が必要です。

- Q. 自社は売上一千万円以下の免税事業者なので、消費税は無関係 ⇒×
- A. 関係があります。自社は免税事業者でも、売り先が課税事業者であれば 新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行が求められる場合があります。
- Q. 食料品など軽減税率対象の商品しか扱っておらず、全てが8%のままで、レジの買換えも、設定の変更も必要が無い ⇒×
- A. レジ設定の変更(「全商品が軽減税率対象」であると請求書・領収書に明示)や、変更が不可能な場合はレジ買換(あるいは個別に手書き等での対応)も必要です。
- Q. 自社はサービス業・製造業で、軽減税率は気にする必要が無い ⇒×
- A. 訪問客に提供する茶や菓子等、軽減税率対象商品を仕入れていませんか。その場合、軽減税率に対応した領収書等の保存と、帳簿の区分経理が必要です。

⇒ レジやシステムの改修・導入には国の支援があります。

レジ・システム補助金についてのお問い合わせは

軽減税率対策補助金事務局

0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

軽減税率制度に関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0570-030-456

※国税庁が設置する回線になります。